

小牧市立図書館協議会条例の一部 新旧対照表

現 行	改正案
<p>小牧市立図書館協議会条例 昭和 5 5 年 3 月 2 8 日 条例第 1 8 号</p> <p>(定数) 第 2 条 <u>協議会の委員は、1 3 人以内とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(委任) 第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>小牧市教育委員会</u>が定める。</p>	<p>小牧市立図書館協議会条例 昭和 5 5 年 3 月 2 8 日 条例第 1 8 号</p> <p>(委員) 第 2 条 <u>協議会の委員の定数は、1 3 人以内とする。</u> 2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験を有する者</u> <u>(5) その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>(略)</p> <p>(委任) 第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>